

ポイント
。従来の「知的財産立国」は国内政策に偏重
。日本の知的資源、有効活用されず海外流出
。海外で知的財産権侵害の取り締まり強化を

杉光 一成 金沢工業大学教授

「知的財産立国」宣言から既に8年が経過した。今こそ政策を見直し、これからの日本は「知的資源立国」を目指して進むべきだ。
政府が2002年にまとめた知的財産戦略大綱によれば、「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重するという国の方向を明らかにし、ものづくりに加えて、技術、デザイン、ブランドや音楽・映画等の「コンテンツ」といった価値ある「情報」の「すなわち無形資産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国

経済教室

経済・社会の再活性化を図るといふビジョンに裏打ちされた国家戦略」である。

ところがこの戦略大綱は、「無形資産の創造を産業の基盤に据える」と、その結果として「我が国経済・社会の再活性化を図られるのかその経済的な仕組みについては触れていなかった。ここに当時は想定できなかった大きな問題点があった。例えば、日本企業同士で知的財産権のライセンスフィー(使用料)を支払った場合、それがどれほど我が国の富を増大させたことになるのだろうか。

我が国の先端技術、あるいは「クールジャパン」と呼ばれる漫画やアニメなど、日本人の生み出した「知的財産」は、諸外国から高く評価されてきた。実は、こうした無

知的資源大国へ戦略持て

形資産の創造」が「我が国の富を増大させる」最も明確な場面は、その無形資産を海外で活用し、外貨を獲得するビジネスである。これは無形資産の「輸出」と考えることが

程度まで「日本の富」を増大させる結果を出すのかはつきりしない。「国内」政策に重点が偏りすぎていた点にある。
中東の石油産出国は、石油を外国に輸出することで国富を増大させている。我が国の持つ技術やコンテンツなどの「知的財産」も一種の「資源」として考えることができる。ある日本企業が最先端技術を開発し、外国において特許権として確立し、現地企業よりも有利に事業を展開し、あるいは現地企業にライセンスを供



輸出拡大の新政策を

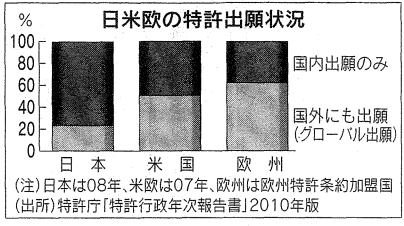
権利の活用、欧米に見劣り

与すれば、いずれの場合でも外貨を得ることができる。
日本のアニメやゲーム等のコンテンツについて、海外市場で興行的・事業的に成功した場合も同様だ。日本企業が外国から外貨を得れば、わが国の富が増大することは明らかだ。
このように知的資源は天然資源のアナロジー(類推)として見るることができるが、重要な相違点がある。まず、知的資源は「無限」である。石油

れば、結局、日本の「知的資源」がその国に流出したことになる。
アニメなどコンテンツの知的財産権の場合は、外国への申請はほぼ必要ないものの、例えば日本の映画館内で違法に撮影されたものがごく短期間に海外へ流出してしまっているのが実情である。この分野では諸外国における取り締まりが重要となる。

こなかった。
この観点でデータを見てみると、日本の約33万件の特許出願のうち、国内出願だけで外国に出願しなかった全体の76・7%の知的資源は、国外に流出した可能性がある。年間約25万件もの先端技術が外国へ流出させている日本は、実は世界で一番の「知的資源が流出大国」だったのだ。

このように、知的財産を一種の資源として外国に輸出して国富を増大させることを国家の目標とする「知的資源立国」という明確かつ分かりやすいスローガンを掲げる必要がある。そうすれば、国内のみでなく「海外」を視野に入れた様々な新たな政策オプションを生み出していくであろう。そして日本が、「知的資源大国」となって世界をリードするための一助となる、と確信している。



「知的資源立国」を指す日本」という印象を国内外に植えつけたという「看板」効果を除けば、日本の富をどの程度増大させたのか必ずしも明らかではない。これ以外の法改正も同種のものが多い。つまり、根本の問題はこの

「ここで「知的資源立国」とは何かがおのずと明らかになる。すなわち、知的資源の国外への流出を最小化し、輸出(外国で取得した権利を有効活用した海外事業収入および外国企業からのライセンス収入)を最大化することで国富を増大させることを目標とする国家戦略である。

この観点から見ると、米国の知的財産権侵害の取り締まり状況について関心が高く、不十分な国には外交的

油は将来的に枯渇するとなると考えられているが、知的資源は、人間が思考をよめない限り、無限に産出される。
他方、知的資源の「もろさ」を象徴する相違点もある。知的資源は無体物であり、究極的には単なる「情報」にすぎないという点である。例えば、有体物の石油を他国から盗むことは容易ではないが、知的資源は「流出」しやすく、しかも一度流出すると回収するのはほぼ不可能だ。

知的資源は情報であるから、その排他的管理は容易ではない。しかも、それが特許権のような技術的情報の場合、権利を各国で独立の審査を経て取得する必要がある。また、特許は基本的にすべて一般に公開されることになっているため、例えば、日本の最先端技術について外国で権利を取得しなかったり、あるいは権利を取得しても盗用者の取り締まりがなかったりす

に圧力をかけるという政策をとってきた。他国への制裁措置を定めた通商法スペシヤル301条がその象徴であり、最近では中国を優先監視国の筆頭として公然と批判している。このような意味において、米国は「知的資源立国」の先駆けといえよう。
これに対して、日本はどうであろうか。アジア諸国における知的財産権の保護が不十分な国に対して、米国並みの断固たる外交的措置は全く見られないのが実情だ。
08年のデータでは、日本人の日本国内での特許出願は約33万件で「国内」出願数では世界一であった。これをもって日本は「特許大国」であるといわれることがあ

る。しかし、先に述べたように国内出願だけでなく外国に出願しなかった先端技術はすべて、国外に流出してしまっている可能性がある。このような視点はこれまであまり議論されてこ

最後に日本がこれから「知的資源立国」を目指す場合の具体的な政策の例を掲げる。まず、諸外国における知的資源の無断利用に対して取り締まりをせよとせよ。知的資源は絵に描いた餅(も)ちである。したがって、模倣品・海賊版拡散防止条約の交渉などを含む外交政策をさらに強化し、知的財産権侵害の取り締まりが緩い国に対しては毅然(きんげん)とせよとせよ。次に、日本貿易振興機構(JETRO)が行っているような諸外国における情報収集と、諸外国における権利取得および権利行使を支援する体制の強化である。